

ハチ対策について

町では、毎年ハチに対する相談が寄せられていきます。ハチは梅雨のシーズンから秋にかけて、活動が活発になります。

巣を早期に見て取り除くよう、庭木のせん定を行い、軒下やエアコンの室外機など巣ができてしまう場所は日ごろから気にかけて、活動が活発になる前に取り除くようお願いします。

また、ハチが建物内に巣を作ってしまった場合などご自身での対応が難しい場合は、薬品・駆除業者を紹介する(公社)東京都ペストコントロール協会へお問い合わせください。

東京都ペストコントロール協会
☎03(3254)0014

蚊対策について

蚊が本格的に発生する前に発生を抑制するとともに、蚊に刺されないようにすることが大切なため、つぎの蚊対策のポイントをお知らせします。

- 【蚊対策のポイント】
- ・ 不要な水たまりをなくしましょう。
- ・ やぶや草むらは定期的に手入れをして風通しを良くしましょう。

※問い合わせは、環境整備課
☎83-2367

除雪機購入費補助制度をご利用ください

町では、積雪時における道路交通および安全で安心な住民生活の確保を目的とし、地域ぐるみの除雪活動を推進するため、除雪機購入費補助制度を創設しましたので、ご利用ください。除雪機は毎年生産台数が限られており、6月頃には予約が終了する場合があります。

すので、お早めの申請をお願いします。

〔補助対象者〕自治会または町内に居住する複数世帯で構成する団体

〔対象機械〕販売店から購入する新品の除雪機

〔補助金額〕購入費の2分の1以内(補助限度額15万円)

その他、詳しくはお問い合わせください。

※問い合わせは、環境整備課
☎83-2367

狂犬病予防注射はお済みですか?

犬の飼い主は、狂犬病予防法により、飼い犬の登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(年1回)が義務付けられています。

狂犬病予防注射は、毎年4月〜6月に受けることとされていますが、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響によるやむを得ない事情により期間内に注射を受けさせる

ことができなくても、令和4年12月31日までに注射を受けさせたときは、この期間内に注射を受けさせたものとみなすことが厚生労働省より通知されています。

新型コロナウイルスは依然として脅威ではあります

が、狂犬病も発症後の死亡率が100%と、とても恐ろしい感染症です。

狂犬病予防注射がお済みでない方は、動物病院でお受けいただき、町への届出をお願いいたします。

※問い合わせは、環境整備課
☎83-2367

小丹波「こ組」のお囃子復活!

コロナ禍における3年ぶりとなる郷土芸能の上演が実現しました。

ゴールデンウィーク初日である昭和の日、4月29日に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、上演を断念してきた、小丹波「こ組」のお囃子が3年ぶりに復活しました。

「こ組」のお囃子は、小丹波熊野神社を出発し、丹

豊院で当日のコロナ退散を祈願し、スタートしました。

徹底した感染防止対策のうち、笛方以外全員が、マスクを着用し実施されました。

地元住民の待つ7か所の拠点で、子どもたちが熱心に稽古を重ねてきたコロナ退散を祈願する祭囃子に

合せ、お獅子の匠な舞が披露されると大きな拍手で歓迎を受け、訪れるみなさんの健康と安全が祈願されると会場は笑顔でいっぱいになりました。



ハチ・蚊対策
お囃子復活ほか